



転倒・転落防止マニュアル

転倒・転落事故対策検討チーム
安全管理室

①転倒・転落フローチャートの活用について

* 「**転倒・転落防止フローチャート使用マニュアル**」を参照し実施する

- ・入院患者全員に行なう 但し、就学前の小児は除く
- ・標準予防対策は転倒リスクが無い場合でも実施する

②病室、ベッドの種類・位置・柵・補助具の選定について

* **使用前に安全性を点検する**

- ベッドの高さ・柵の位置・ベッドのストッパー
- 車椅子のブレーキ・タイヤのエア
- 病室の環境

③入院時の対応について

* **オリエンテーション**

「絵でわかる転倒・転落の事故発生の原因」のパンフレットを用い患者の
身体状況・理解度に沿って行なう

* **ベッド・補助具の正しい使用方法を説明し、必要時はデモンストレーションを行なう**
特に乳幼児の場合は、保護者へ直接指導を行なう

④入院中の対応について

- * 処置後・ケア後の周囲環境を確認する
- * 履物について説明・確認をする
- * ベッド周囲の環境整備に心がける
- * 患者の状態把握に努める



⑤事故対策器具について

- * **離床センサーの活用** (うーご君・あゆみちゃん・すわっ太君)
- * **緩衝マット・フィットネスマットの活用**

事故対策

- 1) 患者アセスメントを行い、状況に適した離床センサーを使用する
- 2) 車椅子乗車時、必要ならば安全帯を使用する
- 3) 勤務室内で患者観察する場合は、周囲の環境にも充分配慮する
- 4) ベッド柵の使用方法にも、充分考慮する



ベッド柵は、身体拘束にはならない。しかし、ベッド柵を固定することは
身体拘束とみなす。

『**安全帯を使用する場合、**

必要性が説明され身体拘束の同意書があるか確認し行なうこと』

転倒・転落防止フローチャート基準

【標準予防対策】

1. 環境管理

- ベッド柵、ストッパーの確認
- ベッド周囲の床の汚染状況確認
- コード類の確認
- ベッド周囲の物品清利・確認
(収納スペースに整理 点滴スタンド・ポータブルトイレ)
- オーバーテーブルの位置確認

2. ベッドを適切な高さに調節する

足が曲がり足底部が床にきちんとつく高さであること

3. 履物は、原則かかとのあるものとする

但し、症状（むくみ・腫脹・怪我）に応じて適したものを選ぶ

4. ナースコールは手元に置く

5. 入院時・症状変化時、転倒・転落防止パンフレットを用いて十分な説明を患者・家族に説明する

6. 夜間必要時は、枕もと及びベッド周囲の照明をつけるように説明する

* 『標準予防対策』とは上記の6項目を指す

* 原則『標準予防対策』は、6項目必ず実施とする

転倒転落防止フローチャート使用マニュアル

1. データベース聴取時に、記録規定の意識状態をもとにアセスメントしフローチャートを実施する。
2. スタートから始め、質問に従いYES → NO → どちらかに進む。
3. 入院時にリスクなしと判断した患者でも、入院1週間後、状態変化した場合スタートからフローチャートを再度チェックする。
4. リスクに関連した転倒・転落の既往がある場合は、「リスクに関連した転倒・転落の既往がある」からスタートし、看護診断を立案する。
5. フローチャートのチェックにおいては、入院時…赤 一週間後…緑 (日付・サイン記入) 状態変化時 (日付記入) …青 にて色分けチェックする。
6. 標準予防対策の□項目は各勤務毎実施し、フロシート (温度板) にチェックする。
標準予防対策の■項目は入院時・状態変化時に実施する。
7. 追加対策にたどりついたら、□内にし点でチェックし開始日の欄に日付を記載後、看護診断を立案する。
対策が不要になった時は中止欄に日付を記載する。
8. 看護診断を立案した際は、立案日の欄に#○・日付・サインを記載する。
9. 看護診断・看護計画を評価する際は「看護診断」に評価日の月日とサインを記載する。
10. 看護診断を解決した際には、フローチャートの解決日の欄に日付とサインを記載する。
11. 原本はカルテに閉じる。

(退院後、フローチャートを使用し気づいた点があった場合は、原本をコピーしコピーの裏に気付を記載し、安全管理室に提出する。)

☆「ナースコールを自ら押してNsを呼び事が出来る」は、ナースコールを押す必要性を理解し、自らの意思で看護師を呼び用件が伝えられる意味である。

倒・転落防止フローチャート

YES →
NO →

